

国立大学法人東京医科歯科大学白衣・制服着用規則

（平成２２年９月１７日）
規則第６３号

（趣旨）

第１条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤職員を含む）及び学生（以下「職員等」という。）が、学内で着用する白衣又は制服（以下「白衣等」という。）にシンボルマーク又はロゴマーク（以下「シンボルマーク等」という。）の表示を義務づけ、学外者と判別し易くし、学内規律の維持向上を図るとともに、盗難等の防止に資するためにこの規則を定める。

（シンボルマーク等の表示）

第２条 本学の職員等が学内において着用する白衣等については、シンボルマーク等を袖に表示しなければならない。

（着用の励行）

第３条 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号）に定める組織の長は、管下の職員等がシンボルマーク等を表示した白衣等の着用を励行するよう注意しなければならない。

附 則

- １ この規則は、平成２２年９月１７日から施行する。
- ２ この規則の施行後、新たに白衣等を作成するまでの間、職員等は、国立大学法人東京医科歯科大学バッジ着用規則（平成１６年規則第１６３号）に規定するバッジ等を着用することにより、シンボルマーク等を表示していない白衣等を使用することができるものとする。